

宮崎県介護現場革新会議設置要綱

令和 6 年 4 月 1 0 日
福祉保健部長寿介護課

(設置)

第 1 条 宮崎県における介護現場の課題解決及び介護施設・事業所による生産性向上の取組の推進を図るため、宮崎県介護現場革新会議（「以下「革新会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 革新会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 介護施設・事業所の生産性向上に関すること。
- (2) 介護サービスの質の維持・向上に関すること。
- (3) その他地域における介護現場の課題への対応に関すること。

(構成)

第 3 条 革新会議は、別表に掲げる団体が推薦する委員をもって構成する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 革新会議は、宮崎県福祉保健部長が招集する。

- 2 革新会議に座長を置き、座長は、宮崎県福祉保健部長寿介護課長をもって充てる。
- 3 座長は、革新会議を主宰する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 革新会議の庶務は、宮崎県福祉保健部長寿介護課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、革新会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 0 日から施行する。

別表（第3条関係）

宮崎県介護現場革新会議構成団体

区 分	団 体 名
サ ー ビ ス 事 業 者 団 体	宮崎県認知症高齢者グループホーム連絡協議会
	宮崎県老人福祉サービス協議会
	宮崎県老人保健施設協会
関 係 団 体 等	介護労働安定センター 宮崎支部
	日本福祉用具供給協会 宮崎県ブロック
	宮崎県介護支援専門員協会
	宮崎県介護福祉士会
	宮崎県看護協会
	宮崎県社会福祉協議会 福祉人材センター
	宮崎県よろず支援拠点
関 係 行 政 機 関	宮崎県市長会
	宮崎県町村会
	宮崎労働局職業安定課
県 関 係	宮崎県長寿介護課